

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 2 月 1 日まで
昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの期間、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 2 月 1 日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうちの一人の供述から、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる

しかしながら、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた二人の同僚及び、当該被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、申立人と同時期に入社したと供述する同僚一人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和 28 年 2 月 1 日であり、申立人及びこれら 3 人の同僚がA事業所に入社したとする日（昭和 27 年 4 月 1 日）と一致していないことが確認できる。

また、前述の申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人は、「私は、昭和 26 年 10 月 1 日に入社したが、見習いの期間があり、厚生年金保険には一定期間経過後に加入した。」と供述しており、当該同僚は、前述の被保険者名簿から、昭和 27 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、経理事務を担当していたとする者は、「A事業所は、申立期間当時、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることなどから、申立期間当時、A事業所は、必ずしも入社と同時に全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、B事業所は、「申立期間当時の関連資料が無いため、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できないが、当時の健康保険被保険者資格取得届を保管しており、当該取得届において、申立人に係る健康保険被保険者資格の取得日が昭和28年2月1日となっていることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日も同日であり、同日までの期間については、申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行っていないと考える。」と回答しているところ、申立人に係る健康保険被保険者資格取得届の余白に記載されている記号番号は、前述の被保険者名簿に記載された厚生年金保険記号番号と一致していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。